

## 市・県民税、給与所得控除、白色申告の制度が変わります

圖課税課（市役所2階3番窓口）☎32-2015

### ■市・県民税の均等割税率がそれぞれ500円引き上げられます

平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、全国の自治体で行われる防災・減災施策に必要な財源を確保するため、市・県民税の均等割の標準税率が引き上げられます。

標準税率

均等割額(年額)	現行(～平成25年度)	改正後(平成26年度～)	引き上げ額
市民税	3,000円	3,500円	500円
県民税	1,500円	2,000円	500円
合計額	4,500円	5,500円	1,000円

引き上げの期間 平成26年度～35年度(10年間)

### ■給与所得控除に上限が設定されます

平成25年1月1日以後に支払われた給与などについて、収入金額が1,500万円を超える人の給与所得控除額が定額245万円になります。

給与などの収入額(年額)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,500万円超	給与などの収入額×5%	245万円
1,000万円超、1,500万円以下	給与などの収入額×5% +170万円	給与などの収入額×5%+170万円

### ■白色申告を行うすべての人に、記帳や帳簿などの保存が必要になります

平成26年1月からは、事業所得や不動産所得などの合計額が300万円未満の白色申告者も、記帳や帳簿の保存が必要になります。

※詳しくは、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> をご覧ください

## ふるさと納税で津山をサポート「ふるさと津山サポート寄附金」

圖産業政策課☎32-2081

年末年始を迎え、友人や親戚など会われる機会も多くなると思います。今年度も広くふるさと納税「ふるさと津山サポート寄附金」を募っています。ぜひ、ふるさと納税の声掛けやご紹介などを、お願いします。

こんな事業に活用しています

活用事業名	内容
ふるさとの父、母サポート事業	公共交通の整備・運行に係る事業
ふるさとの子どもサポート事業	子育て支援のための家庭訪問用車両導入 小・中学校の必要な学級に非常勤講師を配置
桜あふれる津山城整備事業	石垣の整備など史跡津山城跡の保存・整備
誇りある津山洋学発信事業	津山洋学資料館の資料購入、収蔵品の修繕
ふるさと津山のお宝サポート事業	指定文化財の伝承・保護などに対する補助
水と緑あふれる環境まちづくり事業	美しいまちづくり運動の推進、地球温暖化対策普及事業
その他(用途を指定しない寄附)	小・中学校の必要な学級に非常勤講師を配置



津山城整備事業

### 寄附金額に応じて特典が受けられます

- 5千円以上 市内の店舗などで特典が受けられる「ふるさと津山サポーター年間パスポート」を贈呈
- 1万円以上 記念品(特産品など11品の中から1品)を贈呈

## 法人市民税の申告納付と届け出をお忘れなく

圖課税課（市役所2階3番窓口）☎32-2015

法人市民税は、事業者などが納める市民税で、税額を事業者自らが計算し、確定申告などを行って納付する「申告納付」制度をとっています。市内に事務所や事業所などがある事業者は、申告納付と届け出が必要です。

対象となる事業者 商業登記した法人、地方税法で非課税とならない団体など

申告納付期限 事業年度終了日(決算期末日)の翌日から原則2カ月以内

算出式

$$\text{法人市民税額} = \text{均等割額} + \text{法人税割額}$$

均等割額: 資本金などの額と従業者数の区分に応じて算出  
法人税割額: 法人税額に税率14.7%を乗じた額

※前事業年度の法人税額によっては中間申告や予定申告が、法人税の税額を修正した時などは修正申告が、必要です。申告納付期限を過ぎると、延滞金が掛かることがあります

### 届け出が必要な時とその種類

届出の種類	届出の時期	提出期限	提出方法
法人設立(設置)届	①市内に本店などを置く法人を設立した時 ②市外に本店などがある法人が市内に新たに事務所や事業所を設置した時	設立・設置から20日以内	課税課に備え付けの届出書に記入して提出 ※市ホームページから印刷可
法人等の異動届	法人の代表者や商号(法人名)、所在地、決算期などに変更があった時	速やかに	

### このような資産があれば申告してください

業種	主な償却資産の内容
不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、駐車場業(貸付を含む)	外構工事(門扉、塀、緑化施設、側溝など)、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、駐車場舗装・設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置、舗装路面 など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事(門扉、塀、緑化施設、側溝など)、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンパ、ロードローラ、パコン、コピー機、看板、舗装路面、応接セット など
店舗・小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、箱文字看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など
理・美容業、医(歯科)業、クリーニング業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容いす、ルームエアコン、医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットファイバースコープ等)、ガス(麻酔)設備、洗濯機、乾燥機、プレス機、ポイラー、ピニール梱包機 など
ガソリンスタンド、自動車修理業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、旋盤、プレス、測定工具、検査工具 など
農業、林業、酪農業	ピニールハウス、果樹棚、ポイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パコン、保冷庫 など

会社や個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といえます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有する資産を申告する必要があります。

申告の主な対象 土地・家屋以外で法人税法・所得税法に基づき減価償却資産として計上(固定資産台帳・減価償却明細書)しているものから自動車税、軽自動車税の課税対象となるものや商標権など無形減価償却資産などを除いたもの  
申告方法 市から送付する申告書に必要事項を記入して提出  
締め切り 1月31日(金)  
申告をしないといけない! 申告の必要があるにもかかわらず申告しない場合、法令により延滞金や加算金などが掛かります。  
特に新規事業者は注意! 申告書が届かない場合は、必ず連絡してください。

## 固定資産税(償却資産)申告のお知らせ

圖課税課(市役所2階4番窓口) ☎32-2016